

改正省エネ法 説明会

イベント概要

日時:令和5年5月18日(木)10:30-12:00

形式:ハイブリッド(リアル/オンライン)

会場:大阪合同庁舎第一号館 第一別館 大会議室

テーマ:改正省エネ法の概要及び中長期計画書、定期報告書の記載内容等について

登壇者:経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー課
経済産業省 産業技術環境局 環境経済室

省エネ法では、これまで化石エネルギーの使用の合理化及び電気需要の平準化を求めてきましたが、令和5年4月の改正により、非化石エネルギーを含めた全てのエネルギーの使用の合理化、非化石エネルギーへの転換及び電気需要の最適化を求めることとなりました。

そこで管内の特定事業者を対象として、改正省エネ法の概要や、改正によって変更となった中長期計画書や定期報告書の記載内容等についての説明会を開催しました。

本説明会にて事業者の方々には、法律改正の主旨について理解を深めていただき、報告書の作成を通じて省エネやCNへの取組を進めていただくことを期待しています。

改正省エネ法の概要

1. エネルギーの使用の合理化の対象範囲を拡大

- 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化を求める枠組みに見直す。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する措置

- 大規模需要家に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギー使用状況等の定期的報告を求める。

3. 電気の需要の最適化に関する措置

- 大規模需要家に対し、電気の需給状況に応じた「上げDR」・「下げDR」の実績報告を義務化し、再エネ出力抑制時への需要シフトや需給逼迫時の需要減少を促す。
- 電気消費機器（トランシーバー機器）への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務（現行の需平準化に資する性能の向上の見直し）

→ これらを踏まえ、

法律名を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に見直し（2022年5月13日 第208回通常国会で成立）

⇒ 2023年4月1日 施行

4月1日施行後の主な留意点（直近で対応が必要なこと）

1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標の設定【中長期計画書】

- 提出〆切り：2023年6月末日（荷主）、7月末日（工場）

※2023年度は改正省エネ法の様式で報告する初年度のため、エネルギーの使用の合理化に関する部分も含めて提出必須となります。

2. 4月1日以降の非化石エネルギーの使用状況やDRの実施日数の記録【定期報告】

- 非化石燃料や非化石電気などエネルギーの種類の追加や細分化
- エネルギーの熱量換算係数の変更

➢ 新たにDRを実施した日数の報告が必要

※改正法に基づく報告は、2023年度の実績（2024年度に報告）から。

※ただし、ベンチマーク制度や機器トランシーバー制度のエネルギーカウントは従来どおり。

⇒ 詳細は、「省エネ法の手引き」「中長期計画書・定期報告書の記入要領」を参照。

令和5年4月1日に施行された
「改正省エネ法」に関する説明会